

平成 14 年 12 月 18 日

各 位

東京都品川区西五反田七丁目 21 番 11 号  
新 日 鐵 化 学 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 社 長 西 恒 美  
(コード番号 4 3 6 3 東証第 1 部)  
問 い 合 わ せ 先 総 務 部 長 平 澤 渉  
電 話 番 号 ( 0 3 ) 5 7 5 9 - 2 7 4 1

等方性黒鉛製品販売に関する欧州委員会の決定について

当社及び当社子会社新日化テクノカーボン株式会社は、欧州委員会より、欧州での等方性黒鉛製品の販売でカルテルに参加していたとして、平成 14 年 12 月 17 日(ブリュッセル日時)に以下の決定通知を受けましたのでお知らせいたします。

1. 決定内容

1993 年 7 月から 1998 年 2 月までの期間、欧州における等方性黒鉛製品販売に関する E U 競争法違反があったとして、 排除勧告、 3.58 百万ユーロ(約 4.46 億円)の課徴金賦課。

2. 今後の対応

新日鐵化学グループと致しましては、今後通知書の内容を充分検討し、具体的な対応を決定したいと存じます。

3. 業績への影響

新日鐵化学グループは課徴金の支払いを決定しておりませんが、仮に決定内容を受諾し、課徴金を支払った場合でも、平成 14 年 11 月 20 日発表の当期業績予想への影響はありません。

(参考)平成 15 年 3 月期(平成 14 年 4 月 1 日~平成 15 年 3 月 31 日)の業績予想

	売上高	経常利益	当期純利益
連結業績予想	285,000 百万円	10,000 百万円	0 百万円
単独業績予想	205,000 百万円	8,000 百万円	0 百万円

以 上